平成 24 年 2 月 28 日

各　　位

会社名　　東京特殊電線株式会社
代表者名　取締役社長　立川　直臣
（コード番号：5807　東証第 1 部）
問合せ先　経理部長　古幡　篤司
TEL　(03)5860－2121

（訂正）「第三者割当による新株式発行（普通株式及び優先株式）、親会社の異動、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 24 年 2 月 7 日に開示いたしました「第三者割当による新株式発行（普通株式及び優先株式）、親会社の異動、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所につきましては、網掛けで表示しております。

記

（別紙 3 の表中の記載事項）

〈訂正前〉

（下線部は変更箇所）

現　　行	変　更　案
…【省略】… 【新設】	…【省略】… 第 2 章の 2　種類株式 (A種優先株式) 第 11 条の 2 当会社の発行するA種優先株式の内容は、次の各項に定めるとおりとする。 …【省略】… 10.　残余財産の分配 …【省略】… 11.　議決権 …【省略】… 12.　普通株式を対価とする取得請求権 …【省略】… (2)　当初取得価額 当初取得価額は、平成 27 年 3 月 31 日時点

	の、株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含み、以下号同様とする。)とし、平成27年3月31日に終値のない場合には、平成27年3月31日に先立つ直近の終値とする。 …【省略】… 13. 普通株式を対価とする取得条項 当会社は、A種転換請求期間中に前項、第15項に定める取得請求権の行使または次項に定める取得条項の発動のなかったA種優先株式の全部(但し、当会社によって保有されるものを除く。)を、A種転換請求期間の末日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。)が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、A種転換請求期間の末日にA種優先株主が転換請求をしたものとみなして修正後取得価額として計算される額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。 14. 金銭を対価とする取得条項 …【省略】… (3) 強制償還価額 強制償還価額は、A種優先株式1株につき、その払込金額相当額(但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に1.1を乗じて得られる額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に適用されるA種優先配当基準金額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に属する4月1日(当日を含む。)から当該金銭対価取得日(当日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。)を加えた金額から、当該金銭対価取得日が属する事業年度において支払われた、または第9項(3)号の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあったA種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

	15. 金銭を対価とする取得請求権 (1) A 種優先株主は、平成 28 年 4 月 1 日以降いつでも、当会社に対し、30 営業日以上 60 営業日前に書面による通知(以下本項において「事前通知」という。)を行うことにより、事前通知内で取得日(営業日に限る。以下「金銭対価取得請求日」という。)を指定した上で、金銭対価取得請求日の到来および金銭対価取得請求(以下に定義する。)の対象となる A 種優先株式を金銭対価取得請求日に保有していることを条件として自己の有する A 種優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することを請求することができる(かかる請求を、以下「金銭対価取得請求」という。)。なお、事前通知後も金銭対価取得請求日の到来までは、転換請求を行うことは妨げられないものとする。 金銭対価取得請求があった場合、当会社は、A 種優先株主が当該金銭対価取得請求をした A 種優先株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、A 種優先株主に対して、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に適用される A 種優先配当基準金額に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に属する 4 月 1 日(当日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(当日を含む。)までの日数を乗じ 365 で除して算出した額(円単位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げる。)を加えた金額から、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度において支払われた、または第 9 項(3)号の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあった A 種優先中間配当金の額を控除した金額に、取得請求に係る A 種優先株式の数を乗じた金額を交付するものとする。但し、分配可能額を超えて A 種優先株主から取得請求があった場合には、取得すべき A 種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。 …【省略】… 16. 金銭を対価とする取得条項と金銭を対価とする取得請求権の優先順位 前二項の規定に基づく取得の対象となる A 種優先株式に係る金銭対価取得日と金銭対価取得請求日が同日であり、かつ前二項の規定に基づく取得の対象となる A 種優先株

	式が重複する場合には、当該取得の対象となる A 種優先株式のうち重複する A 種優先株式については、第 14 項の定めにかかわらず第 14 項に基づく取得は行われず、第 15 項に基づく取得のみが行われるものとする。 17. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等 …【省略】… 18. 譲渡制限 …【省略】… 19. 除斥期間
…【省略】… 第 4 章　取締役および取締役会 第 18 条～29 条(条文省略) …【省略】…	…【省略】… 第 4 章　取締役および取締役会 第 18 条～29 条(現行どおり) …【省略】…

〈訂正後〉

(下線部は変更箇所)

現　　行	変　更　案
…【省略】… 【新設】	…【省略】… 第 2 章の 2　種類株式 (A 種優先株式) 第 11 条の 2 当会社の発行する A 種優先株式の内容は、次の各項に定めるとおりとする。 …【省略】… 3. 残余財産の分配 …【省略】… 4. 議決権 …【省略】… 5. 普通株式を対価とする取得請求権 …【省略】… (2) 当初取得価額 当初取得価額は、平成 27 年 3 月 31 日時点の、株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含み、以下同様とする。)とし、平成 27 年 3 月 31 日に終値のない場合には、平成 27 年 3 月 31 日に先立つ直近の終値とする。 …【省略】… 6. 普通株式を対価とする取得条項 当会社は、A 種転換請求期間中に前項、第 8 項に定める取得請求権の行使または次項に定める取得条項の発動のなかった A 種優先株式の全部(但し、当会社によって保有

	されるものを除く。)を、A 種転換請求期間の末日の翌日(当該日が営業日でない場合には、その直後の営業日。)が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当会社は、かかる A 種優先株式を取得するのと引換えに、かかる A 種優先株式の数に、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じて得られる額を、A 種転換請求期間の末日に A 種優先株主が転換請求をしたものとみなして修正後取得価額として計算される額で除して得られる数の普通株式を A 種優先株主に対して交付するものとする。A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。 7. 金銭を対価とする取得条項 …【省略】… (3) 強制償還価額 強制償還価額は、A 種優先株式 1 株につき、その払込金額相当額(但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に 1.1 を乗じて得られる額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に適用される A 種優先配当基準金額に当該金銭対価取得日が属する事業年度に属する 4 月 1 日(当日を含む。)から当該金銭対価取得日(当日を含む。)までの日数を乗じ 365 で除して算出した額(円単位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げる。)を加えた金額から、当該金銭対価取得日が属する事業年度において支払われた、または第 2 項(3)号の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあった A 種優先中間配当金の額を控除した金額とする。 8. 金銭を対価とする取得請求権 (1) A 種優先株主は、平成 28 年 4 月 1 日以降いつでも、当会社に対し、30 営業日以上 60 営業日前に書面による通知(以下本項において「事前通知」という。)を行うことにより、事前通知内で取得日(営業日に限る。以下「金銭対価取得請求日」という。)を指定した上で、金銭対価取得請求日の到来および金銭対価取得請求(以下に定義する。)の対象となる A 種優先株式を金銭対価取得請求日に保有していることを条件として自己の有する A 種優先株式の全部または一部

	を金銭を対価として取得することを請求することができる(かかる請求を、以下「金銭対価取得請求」という。)。なお、事前通知後も金銭対価取得請求日の到来までは、転換請求を行うことは妨げられないものとする。 金銭対価取得請求があった場合、当会社は、A 種優先株主が当該金銭対価取得請求をした A 種優先株式を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求日における会社法第 461 条第 2 項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、A 種優先株主に対して、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に適用される A 種優先配当基準金額に当該金銭対価取得請求日が属する事業年度に属する 4 月 1 日(当日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(当日を含む。)までの日数を乗じ 365 で除して算出した額(円単位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切上げる。)を加えた金額から、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度において支払われた、または第 2 項(3)号の規定に基づき取締役会において支払われる旨の決議のあった A 種優先中間配当金の額を控除した金額に、取得請求に係る A 種優先株式の数を乗じた金額を交付するものとする。但し、分配可能額を超えて A 種優先株主から取得請求があった場合には、取得すべき A 種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。 …【省略】… 9. 金銭を対価とする取得条項と金銭を対価とする取得請求権の優先順位 前二項の規定に基づく取得の対象となる A 種優先株式に係る金銭対価取得日と金銭対価取得請求日が同日であり、かつ前二項の規定に基づく取得の対象となる A 種優先株式が重複する場合には、当該取得の対象となる A 種優先株式のうち重複する A 種優先株式については、第 7 項の定めにかかわらず第 7 項に基づく取得は行われず、第 8 項に基づく取得のみが行われるものとする。 10. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等 …【省略】… 11. 譲渡制限 …【省略】… 12. 除斥期間

…【省略】… 第 4 章　取締役および取締役会 第 18 条～第 29 条(条文省略) …【省略】… (附則) 第 1 条～第 3 条(条文省略)	…【省略】… 第 4 章　取締役および取締役会 第 18 条～第 29 条(現行どおり) …【省略】… (削　除)

（注）本訂正開示をもって訂正する条項のみを記載し、その他の条項は省略しております。

以上